

平成24年4月25日
於：区役所ブライトホール

世田谷区基本構想審議会第3部会（第2回）

議 題

1. 世田谷区の実施について
2. その他

《配布資料》

- ・ 世田谷区の実施について
 - 資料1 障害福祉施策
 - 資料2 高齢者保健福祉・介護保険施策
 - 資料3 子ども・子育て支援施策
 - 資料4 健康づくり施策
 - 資料5 男女共同参画施策
 - 資料6 教育施策
 - 資料7 各部の計画・審議会における課題

世田谷区の障害福祉施策の取組みについて

1 世田谷区の障害福祉施策に関する計画について

(1) 計画の概要

第3期世田谷区障害福祉計画（平成24年度～26年度）

別添「第3期障害福祉計画概要版」参照

(2) 課題及び計画目標等

主要テーマ	障害者の多様な住まい		
＜現状と課題＞			
○ グループホーム・ケアホームは、区内に 24 か所（145 人）の整備がされているが、障害程度区分が軽い利用者が多く、多様なニーズに対応できるケアホームの整備が進んでいない。			
○ 短期入所は、区内施設が少ないため、区外施設の利用が多い。また、医療的ケアに対応できる施設が区内にないため、遠方の区外施設を利用せざるをえない。			
平成 2 4 年度		平成 2 5 年度	
ケアホーム等 ・民間物件活用による基盤増 1 7 人分		ケアホーム等 ・民間物件活用による基盤増 2 0 人分	
短期入所等 ・短期入所への支援 5 人分 ・日中ショートへの支援 2 人分		短期入所等 ・日中ショートへの支援 5 人分 ・緊急一時保護用居室の整備 1 人分	
		短期入所等 ・公有地活用による基盤増 短期入所 1 0 人分 日中ショート 5 人分 緊急一時保護 1 人分 生活体験の場 1 人分	
主要テーマ	障害者就労～自分にあった働き方をみつける・続ける～		
＜現状と課題＞			
○ 障害者が多様な働き方のできる職種、職場の必要性・有効性が十分には理解されていないため、障害者の可能性が十分に発揮できていない。			
平成 2 4 年度		平成 2 5 年度	
「新しい働き方」の構築 ・新しい働き方の検討 （例）多様な働き方、新たな就労形態、新しいビジネスなど ・障害理解・雇用促進の啓発強化		「新しい働き方」の構築 ・新しい働き方の具体化と試行 ・障害理解・雇用促進の啓発強化	
		「新しい働き方」の構築 ・新しい働き方の展開 ・障害理解・雇用促進の啓発強化	
主要テーマ	ライフステージに応じた日中活動を中心とした社会参加		
＜現状と課題＞			
○ 新規施設の開拓や既存施設の改修により、利用者の受入増に取り組み、概ね希望通りの施設に通所できているが、利用者の高齢化やニーズの多様化、医療的ケアの対応が課題である。			
○ 関係機関や地域団体との連携により、文化、スポーツ、健康づくり等多様な社会参加の機会の充実を図る必要がある。			
平成 2 4 年度		平成 2 5 年度	
障害者通所施設 ・活動プログラムの充実の検討 ・介護職員等による医療的ケアの提供の検討		障害者通所施設 ・活動プログラムの充実の検討 ・介護職員等による医療的ケアの提供	
文化、スポーツ活動等の環境づくり ・障害者がスポーツに参加できる機会の拡充の検討 ・健康増進事業の実施		文化、スポーツ活動等の環境づくり ・障害者がスポーツに参加できる機会の拡充の検討・実施 ・健康増進事業の実施	
		文化、スポーツ活動等の環境づくり ・障害者がスポーツに参加できる機会の拡充の実施・検証 ・健康増進事業の充実	
主要テーマ	障害児の自立をめざした支援の環境づくり		
＜現状と課題＞			
○ 障害児の成長の節目において、必要な専門訓練を案内する仕組みや機関相互の支援情報の引継ぎが不十分である。			
○ 日中一時支援事業については、タイムケア事業、日中ショートステイとも計画通りに実施しているが、障害児が放課後や長期休暇などを過ごす場所が、様々な制度や事業を活用しても不足している。			
平成 2 4 年度		平成 2 5 年度	
児童発達支援センター ・センター設置に向けた検討・設置 1 か所		児童発達支援センター ・センター設置・運営 3 か所	
放課後等デイサービス ・就学時を対象とする児童デイサービス及びタイムケア事業の放課後等デイサービスへの移行・実施 9 か所		放課後等デイサービス ・放課後等デイサービスの実施 9 か所 （仮称）太子堂複合施設開設に伴う移転、定員増	
		放課後等デイサービス ・放課後デイサービスの実施 1 0 か所 公有地活用による基盤増 （烏山福祉園跡地）	

主要テーマ	相談支援体制の再構築		
<現状と課題> ○ 障害者児の成長や発達に応じ、障害を通して地域で一貫した相談支援体制の構築が必要である。 ○ 障害者ケアマネジメント研修等の取組みを通じて、障害者ケアマネジメントの手法の普及・定着に努めてきたが、障害特性や個別ニーズなどに対応できる専門的な相談支援・ケアマネジメントの技術を持った人材の育成は十分ではない。			
平成24年度		平成25年度	平成26年度
相談支援事業 ・特定相談支援事業者等によるサービス等利用計画等作成 750件 ・一般相談支援事業者による地域移行・定着支援		相談支援事業 ・特定相談支援事業者等によるサービス等利用計画等作成 1,900件 ・一般相談支援事業者による地域移行・定着支援	相談支援事業 ・特定相談支援事業者等によるサービス等利用計画等作成 3,600件 ・一般相談支援事業者による地域移行・定着支援
相談支援を担う人材の育成 ・新研修プログラムによる障害者ケアマネジメント研修の試行		相談支援を担う人材の育成 ・障害者ケアマネジメント研修の実施	相談支援を担う人材の育成 ・障害者ケアマネジメント研修の実施・検証
基幹相談支援センター センター開設 1か所		基幹相談支援センター センター運営 1か所	基幹相談支援センター センター運営・検証 1か所
主要テーマ	障害者を支える地域づくり		
<現状と課題> ○ 日常生活における家族・事業者・地域による見守り体制をはじめとして、障害者虐待防止の窓口等の設置など、虐待防止の仕組み（予防・発見・解決）づくりを進める必要である。 ○ 障害者の自立した地域生活を支えるには、地域全体での障害理解を進めることが不可欠であり、これまでの取組みも含め、様々な手法で障害理解を促進する必要がある。			
<計画目標等> ○ 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応などを行うために、区に障害者虐待の通報窓口を各総合支所に位置づけるとともに、虐待防止に向けた連携協力体制を整備する。 ○ 障害者が地域の中でともに支えあって生活するために、地域住民と交流する機会を充実するとともに、障害者の就労や社会参加の機会が広がるよう、地域社会全体の障害理解の促進を目指した取組みを進める。			

2 これまでの世田谷区の特徴ある取組み

世田谷区身体障害者自立体験ホーム「なかまっち」	「なかまっち」は、自立生活体験の場を提供することにより地域社会における自立生活を促進すること等を目的に、平成11年4月に開設した。現在は、自立体験のほか、短期入所や日中ショートステイ、一時保護、相談支援事業を実施する等、多角的な事業により自立に向けた効率的な支援に取り組んでいる。
世田谷区障害者雇用促進協議会	協議会では、企業向けの連続講座「障害者雇用促進プログラム」や雇用促進イベントを実施するとともに、参加団体のネットワークを活かして地域と連携する新しい働き方の実現に向けて取り組んでいる。
保護的就労	「一般企業への就職がすぐには難しい」といった障害者が世田谷サービス公社などと雇用契約を結び、援助者の支援のもと、仕事を通し労働習慣や社会性を習得したうえで、企業等への就職をめざしている。平成元年に事業を開始し、現在は111人の方が、区内施設17か所で、清掃、福祉喫茶、受付の仕事に就いている。
世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」	センターは、知的な遅れを伴わない発達障害を対象とした先駆的な支援施設として平成21年4月に開設した。センターは、「配慮を要する子どもへの支援」の中核的な拠点施設として、発達障害に関するあらゆる相談に応じるとともに、コミュニケーションや社会性獲得等を目的とした療育、保育園等への支援方法のアドバイス等様々な支援を実施している。
高次脳機能障害者に対する支援の取組み	世田谷区では、平成18年度に東京都の「高次脳機能障害者支援モデル事業」を受託したのをはじめ、高次脳機能障害者に対する移動支援を実施するなど、先進的に取り組んできた。総合福祉センターでは、外出の手助けをする高次脳機能障害者ガイドヘルパーの養成講座や失語症パートナー養成講座などを実施するとともに、区内の関係機関と連携を高めることを目的とした高次脳機能障害者関係施設連絡会を実施している。
世田谷区福祉移動支援センター「そとでる」	障害や高齢等による移動（外出）が困難な方の、福祉移動サービスに関する相談（無料）や福祉車両の配車（取次ぎ）などを行っている。配車の際は、利用者の身体状況や運行内容などに応じて、加盟している介護タクシー事業者や福祉有償運送を行うNPOを照会している。当該事業は、東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業の先駆的事业として実施しており、障害者の社会参加の促進に寄与している。
成年後見制度の推進と区民後見人の養成	障害者等が地域の中で安心して生活していくために、世田谷区では、弁護士等の専門職後見や社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業とともに、区民後見人養成研修を受けた区民が後見人となる「区民成年後見人制度」とそれを支える体制を整備してきた。平成18年度から開始した区民後見人の養成は、平成22年度までに64人を養成し、34件の事案について東京家庭裁判所から審判を受け、後見活動を行っている。

第3期世田谷区障害福祉計画 概要版

第1章 計画策定の背景

1 計画の位置づけ

障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定する。また、「世田谷区基本計画」、「せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害者計画ー」等との整合性を保ちながら策定する。

2 計画策定にかかる方針

障害者自立支援法改正法で改正された内容を計画に反映させるとともに、今後の国の障害者制度改革の検討を踏まえたものとする。「せたがやノーマライゼーションプラン」との統合を視野に入れ策定する。

3 対象

身体障害・知的障害・精神障害の3障害に加え、発達障害・高次脳機能障害等を含めて対象とする。

4 期間

平成24年度～26年度の3年間を期間とする。国は、平成25年度に新たな福祉法制の実施をめざしており、計画期間中に計画を見直すことになる可能性があるとしている。また、区の新基本構想・基本計画が平成26年度の策定を予定していることから、計画期間中の見直しも想定される。

第2章 障害福祉施策推進の基本的な考え方

1 基本理念

【基本的方向性】

幼児期から成人期まで一貫した
地域生活支援の仕組みづくり

ノーマライゼーション社会実現のための
区民、事業者、区の連携、協働

【基本理念】

安心して
地域で自立した生活を継続できる
社会の実現

2 障害福祉施策体系

基本理念の実現に向けて、4つの大項目と8つの中項目で構成する。

I 地域で自立した生活を送る	すまう	すこやか
II 安心して働く	はたらく	
III 生きる力を高める	そだつ	ふれあう つくる
IV 障害者の地域生活を支える	あんしん	ささえる

第3章 障害福祉施策の総合的な展開

障害福祉施策体系の4つの大項目ごとに主要テーマを設定し、総合的取り組みを展開する。

I 地域で自立した生活を送る

【主要テーマ：障害者の多様な住まい】

- ・民間物件や公有地等活用によるグループホーム・ケアホームの整備
- ・障害者虐待に対応する緊急一時保護の整備を含めた短期入所・日中ショート等の充実
- ・居宅サービスの充実とケアマネジメント手法に基づく総合的なサービスの提供
- ・障害者の住まい探しの総合的な相談の充実、グループホームに使用可能な住宅情報活用のための「(仮称)グループホーム向け住宅情報」の提供体制の構築
- ・障害者児の在宅療養支援のモデル実施

II 安心して働く

【主要テーマ：障害者就労～自分にあった働き方をみつける・続ける～】

- ・就労支援と定着支援を強化するための就労支援ネットワークの推進
- ・プロジェクトチームによる「新しい働き方」の検討・構築
- ・区内企業への障害理解と雇用促進に向けた障害者雇用促進協議会活動の強化
- ・一般就労への移行促進、職域拡大などの保護的就労の充実
- ・チャレンジ雇用の任用機会の拡大

III 生きる力を高める

【主要テーマ：（1）ライフステージに応じた日中活動を中心とした社会参加】

- ・障害者通所施設の活動プログラムの充実、介護職員等による医療的ケアの提供、サービスの質の向上の取り組み
- ・発達障害者の支援事業の検討・実施・検証
- ・障害者が参加できる文化・スポーツ活動の環境づくり
- ・ふれあい・いきいきサロン活動の拡大による地域活動の充実

【主要テーマ：（2）障害児の自立をめざした支援の環境づくり】

- ・児童発達支援センターの検討・設置、障害児相談支援事業者への参入促進
- ・就学児を対象とする放課後等デイサービスの実施
- ・障害者自立支援法及び児童福祉法の改正を踏まえた児童発達支援事業の実施
- ・自立支援協議会を通じた障害児支援のネットワークの充実

IV 障害者の地域生活を支える

【主要テーマ：（1）相談支援体制の再構築】

- ・サービス等利用計画等を作成する特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者の指定・指導
- ・一般相談支援事業者による地域移行・地域定着支援の実施
- ・各総合支所保健福祉課による一般相談対応と障害福祉サービス支給決定、福祉緊急対応等の実施
- ・新研修プログラムによる障害者ケアマネジメント研修の検討・実施による相談支援を担う人材の育成
- ・基幹相談支援センターを総合福祉センターに開設
- ・協議会の委員の拡充や社会資源の開発等による自立支援協議会の機能強化

【主要テーマ：世田谷区の障害者（児）福祉の推進拠点 世田谷区立総合福祉センター】

- ・基幹相談支援センターとして、障害種別を問わない総合的相談業務等を実施
- ・障害児相談支援事業者等の指定による障害児支援利用計画等の作成
- ・児童発達支援センターの設置に向けた検討及び体制整備
- ・ケアマネジメント手法による相談支援の人材育成、障害福祉施設従事者研修の充実
- ・児童発達支援事業による訓練療育と保育所等訪問支援の実施
- ・関係機関への技術支援の強化
- ・障害者と地域住民とのふれあいの場の充実と障害福祉関係事業者間のネットワーク強化

【主要テーマ：（2）障害者を支える地域づくり】

- ・成年後見制度の利用の促進、障害福祉サービスなど法に基づくサービスだけでは行き届かない見守り等の支援の実施
- ・障害者虐待の通報窓口を各総合支所に位置づけ、虐待防止に向けた連携協力体制の整備
- ・家族を対象とした相談支援の充実やレスパイトケアに繋がる支援等の家族支援の強化
- ・災害発生時における障害者の避難支援体制や避難所生活等での支援などの災害対策の整備
- ・障害者が必要なサービスを適切に受けられるよう、サービス提供事業者等の確保とサービスの質の向上の取り組み
- ・障害者が地域住民と交流する機会の充実、地域社会全体の障害理解の促進を目指した取り組み
- ・障害者が社会のさまざまな活動に参加し、自己実現を図れるよう、だれもが利用しやすい生活環境の整備
- ・安心して自立した地域生活を送れるよう、障害者や家族等を支援するため、地域の社会資源を活用したネットワークの構築

第4章 障害福祉施策実施の取り組み

1 主要テーマ以外の障害福祉施策の取り組み

主要テーマ以外の中項目についての取り組みを展開する。

2 数値目標とサービス見込量

国の基本指針及び都の基本的考え方に基づき、平成26年度を目標年度とした障害福祉サービスに関する数値目標と見込量を定める。

(1) 数値目標

- ◆平成26年度末における地域生活移行者数
ー46人(見込み)
- ◆平成26年度中の福祉施設からの一般就労移行者数
ー100人(見込み)

(2) 障害福祉サービス見込量の考え方

◆国の基本指針における、数値目標及びサービス見込量の基本的な考え方は、変更しない。また、自立支援法の一部改正により、新たに創設されたサービスについては、国・都の指針や実績をもとに算定する。

(3) 地域生活支援事業の見込量の考え方

◆第3期までに達成すべき数値目標を踏まえ、過去の利用実績と今後の利用者数を勘案し、設定する。

(4) 児童福祉法に基づく障害児通所支援の見込量の考え方

◆改正法においては、現行の障害児通所施設は、実施主体を都道府県から区市町村に移管したうえ、児童発達支援や医療型児童発達支援、放課後等デイサービスに移行することが想定されている。施設の事業内容を踏まえ、今後の見込量（箇所数）を設定する。
◆現行の児童デイサービスは児童発達支援に、タイムケア事業は放課後等デイサービスに移行することを想定する。これまでの利用実績と今後の利用者数を勘案し、今後の見込量（箇所数）を設定する。

(5) サービス見込量

障害福祉サービスと地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障害児通所支援の見込量を算定する。

第5章 障害福祉施策の推進

1 推進体制

世田谷区自立支援協議会を中心に、区と区民、障害者関係団体、サービス提供事業者等が連携・協働を一層進める。

2 計画進行管理

世田谷区障害者施策推進協議会に毎年計画の進捗状況を報告し、協議していただくことにより計画の進行管理を行う。

3 計画の評価・検証

変更及び評価にあたっては、世田谷区障害者施策推進協議会において審議いただくとともに、世田谷区自立支援協議会からも意見をいただく。

資料編

- ・世田谷区の障害者の状況
- ・世田谷区障害関連施設等一覧
- ・障害者実態調査の結果(概要)
- ・障害者施策への意見・要望
- ・障害者制度改革の概要(国の資料の抜粋)
- ・国の基本指針及び東京都の基本的考え方
- ・計画策定の経過

関係法令	制定等時期	主な内容	区の対応（第3期計画等）
障害者自立支援法改正法等 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律を整備に関する法律	成立：H22.12.3 施行：H22.12.10、 H23.10.1、H24.4.1 までの政令で定める日	①障害者の範囲の見直し ②相談支援の充実 ③障害児支援の強化 ④地域における自立した生活のための支援の充実	①身体・知的・精神に加え発達障害、高次脳機能障害等を対象とした。 ②主要テーマ「相談支援体制の再構築」を設定 ・総合福祉センターを基幹相談支援センターへ位置づける。 ・特定相談支援事業者の指定・指導 ・ケアマネジメント手法に基づく障害者相談支援を担う人材育成 ・障害者自立支援協議会の充実・強化 ・サービス等利用計画策定対象者の拡大への対応（4500～5000人） ③主要テーマ「障害児の自立をめざした支援の環境づくり」を設定 ・障害児相談支援事業者の指定・指導 ・放課後等デイサービスへの取り組み ・児童発達支援センター（保育所等訪問事業）、児童発達支援事業 ④グループホーム・ケアホームの拡充と入居者支援、新たな視覚障害者の移動支援（同行援護）
障害者虐待防止法 障害者の虐待の防止、障害者の養育者に対する支援等に関する法律	成立：H23.6.17 施行：H24.10.1	①虐待防止等に係る具体的スキームの設定 ②障害者虐待防止センターの設置	①ア．連携協力体制の整備 イ．家庭訪問、一時保護居室確保、カウンセリング等の実施 ウ．職員及び事業者向け障害者虐待防止・権利擁護研修の実施 エ．医師・弁護士等専門的助言を得る体制の確保 ②障害者虐待防止センター機能を果たす窓口を各総合支所に位置づけ
障害者基本法の一部を改正する法律	成立：H23.7.29 施行：H23.8.5、公布から1年以内に政令で定める日	①あらゆる分野の活動に参加する機会を確保する ②どこで誰と生活するか選択する機会の確保と、障害者のための住宅の確保と、整備の促進 ③身近な場所で医療、介護、保健などの支援を受けられるようにする ④手話を言語と認め、意思疎通の手段の選択の機会を確保する ⑤障害者でない児童等と共に教育を受けられるよう配慮する ⑥災害等の場合における障害者の支援体制を検討し、必要な措置を講じる（衆参附帯決議）	①主要テーマ「ライフステージに応じた日中活動を中心とした社会参加」を設定 ・多様な社会参加の機会の充実 ②③主要なテーマ「障害者の多様な住まい」を設定 ・多様な手法によるグループホーム・ケアホームの確保 ・医療的ケアを含む保健・医療・福祉サービスを包括的に提供できる体制の実現 ・ケアホーム入居者によるホームヘルパー利用の仕組の検討・実施 ・障害者の住まい探し支援の強化 ③「健康せたがやプラン」とも連携した障害者の健康づくりへの取り組み ④⑤今後、障害福祉計画検討委員会の議論の中で、第3期計画以降の取り組みとして検討 ⑥災害要援護者支援の取り組みを進めるとともに、二次避難所の図上演習訓練等を通じて、施策を検討

障害者総合支援法	法案提出：H24.3 施行：H25.4 予定	①基本理念 法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会の共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。 ②障害者の範囲 障害者の範囲に難病を加える。 ③障害者に対する支援 1) 重度訪問介護の対象拡大 2) 共同生活介護の共同生活援助への一元化 3) 地域生活支援事業の追加 ④サービス基盤の計画的整備 1) 基本指針・障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化 2) 障害福祉計画作成にあたり、障害者等のニーズ把握を努力義務化 3) 自立支援協議会の名称を、地域の実情に応じて定められるよう弾力化し、当事者や家族の参画を明確化 ⑤検討規定(法施行後3年を目途に検討) 1) 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方 2) 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方 3) 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方	③ 1) 平成23年度より支援が必要な方に対する支給量基準を超える支給決定（非定型ケース）の実施。 ④ 1) 第3期障害福祉計画は、世田谷区地域保健福祉審議会の部会である世田谷区障害者施策推進協議会へ毎年計画の進捗状況を報告、協議することで進行管理を行う。 2) 計画策定にあたって、障害当事者の参加する世田谷区障害者施策推進協議会において審議を行った。 3) 第3期計画「地域における社会資源の開発等、自立支援協議会を中心として、障害者やその家族を地域で支えるための地域づくりに取り組む。協議会委員の拡充などネットワークの強化を図る。」 ⑤ 1) 平成23年度に障害児の通学への移動支援の拡充 2) 障害者やその家族に対し、ケアマネジメントの手法による支援の実施。支援に当たっては、障害福祉サービスとともに、地域社会の資源を組み合わせた総合的なサービスの提供。ケアマネジメント手法による相談支援を行う人材の育成。
障害者差別禁止法 〔障害を理由とする差別の禁止に関する法律〕	法案提出：H25	障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築	—

世田谷区の高齢者保健福祉・介護保険施策の取組みについて

1 世田谷区の高齢者保健福祉・介護保険施策に関する計画について

（1）計画の概要

【第5期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～26年度）】

世田谷区の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して、平成24年度から3年間の施策の考え方及び目標を定めた。

この計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画であり、かつ介護保険法第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画である。

※ 資料2-②参照

（2）計画目標

- ① 健康づくり・介護予防の推進
- ② 地域生活を支えるサービスの展開及び基盤等の整備
- ③ 高齢者見守り、地域支えあいの推進
- ④ サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成
- ⑤ 介護保険制度の円滑な運営

2 今後の重点取り組み及び課題等

（1）第5期計画における課題

- ① 地域包括ケアの推進
- ② 特別養護老人ホームや地域密着型サービス等の基盤整備に関して、大都市部特有の用地確保や人件費・施設建設費高の問題
- ③ 介護予防事業について、二次予防事業対象者の予防プログラムへの参加促進
- ④ 介護保険制度改正に伴う、保険者の権限拡大への対応

（2）施策展開の視点

- ① 在宅生活支援の新たなサービスの展開
地域包括ケアシステムの推進を図るため、介護と医療の一体的提供、時間に制約のない柔軟なサービス提供など、在宅生活を支援する新たなサービスの展開を図る。
- ② 介護保険施設等の整備促進
特別養護老人ホーム等の施設整備については、小規模施設やサテライト型施設の

整備、公有地の活用など、多様な手法を検討する。また、地域密着型サービス等の計画的な整備・誘導に努める。

③ 効率的・効果的な介護予防事業の展開

介護予防事業について、介護予防プログラムの対象者や内容を見直し、効率的・効果的な事業展開を図り、健康づくりから介護予防までの一貫した取り組みを展開する。

④ 高齢者見守り施策の推進

ひとり暮らしや認知症高齢者が増加を続け、高齢者の見守り施策の推進が重要となっている。第5期計画では、高齢者見守りを重点的な施策のひとつとして推進を図る。

⑤ 地域支えあいの推進

地域における区民同士の支えあい活動の推進と、関係団体のネットワークの構築が進展するよう、支援の充実を図る。

3 世田谷区の特色ある取り組み

○介護予防の総合的な推進

- ・せたがや介護支援ボランティア・ポイント事業

○在宅支援の新たな展開

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス
- ・世田谷区高齢者トワイライトステイ事業
- ・全高齢者実態把握調査

○福祉と医療の連携推進

- ・世田谷区医療連携推進協議会

○多様なサービス基盤の整備

- ・ユニバーサルデザインのまちづくり

○地域支えあいの推進

- ・地域支えあい活動

○成年後見・虐待防止の推進

- ・成年後見制度の推進と区民後見人の養成

○福祉・介護人材の確保及び育成

- ・福祉・介護人材の確保及び育成（世田谷区福祉人材育成・研修センターの運営など）

世田谷区の高齢者保健福祉・介護保険施策の取組みについて

第5期世田谷区 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要

計画の策定について

1 計画策定の背景

- 世田谷区の高齢者人口及び高齢化率の伸び
※高齢者人口 H12：121千人→H23：155千人
高齢化率 15.5％→18.6％
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、老々介護の広がり
（世田谷区全高齢者実態把握調査及び介護保険実態調査）
- 「介護」、「予防」、「医療」、「生活支援」、「住まい」の5つのサービスを一体的に提供していく地域包括ケアシステムの推進
- 多様な見守り施策や家族介護者支援の必要性
- 世田谷らしい地域包括ケアシステムの構築

2 計画の位置付け及び期間

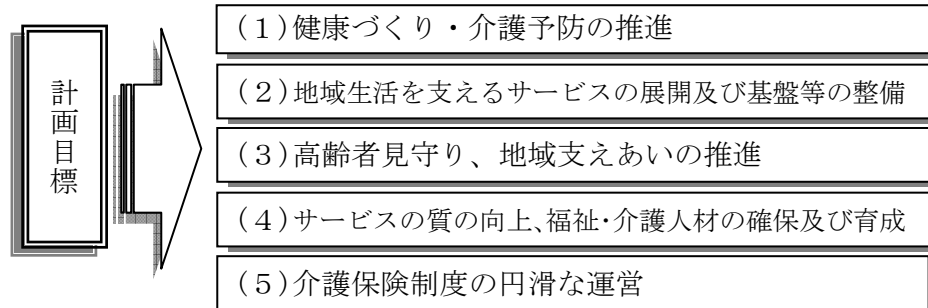
- 老人福祉法第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画、かつ介護保険法第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画
- 計画の期間：平成24年度から平成26年度までの3年間

計画の基本的考え方

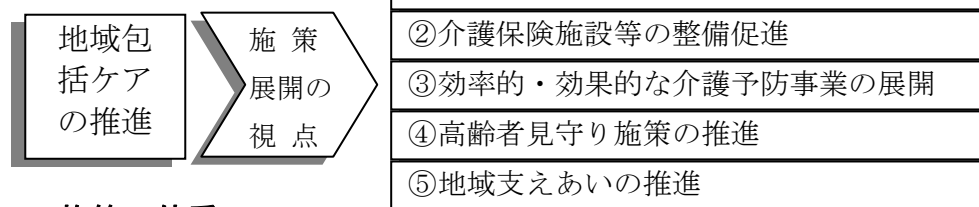
1 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で、
いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現

2 計画の目標



3 施策展開の考え方



4 施策の体系

- 5つの計画目標ごとに施策を分類
- 計画目標を施策の大大分類として、各大分類に施策の中分類を設け、主要な施策や事業を整理

施策の取組み

1 健康づくり・介護予防の推進

(1)多様な健康づくりの推進

高齢者が参加しやすい健康づくりやスポーツ事業を実施するとともに、健診事業等により、疾病の予防と早期発見に取り組む。

(2)介護予防の総合的な推進

介護予防の普及啓発を図るとともに、高齢者のニーズに応じた多様なプログラムにより介護予防を推進する。

(3)生きがいつくりの推進

各種講座の開催や地域活動団体の支援、身近な活動の場の充実等により、高齢者の生きがいつくりを推進する。

2 地域生活を支えるサービスの展開及び基盤等の整備

(1)相談・支援体制の強化

あんしんすこやかセンターの相談・支援機能を充実させるとともに、高齢者の困りごと相談に24時間365日対応する高齢者あんしんコール事業を実施する。

(2)在宅支援の新たな展開

定期巡回・随時対応型訪問介護看護を新たなサービスとして展開するとともに、在宅生活を支援する事業を効率的・効果的に実施する。

(3)福祉と医療の連携推進

医療連携推進協議会における福祉と医療の連携の取り組みを推進するとともに、医療的ケアに関する研修の充実を図る。

(4)多様なサービス基盤の整備

地域密着型サービスやショートステイ、特別養護老人ホーム等の基盤について、多様な手法により整備誘導を図る。

(5)安心できる住まいの確保

認知症高齢者グループホームや都市型軽費老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅など、高齢者が安心して暮らせる住まいを確保する。

3 高齢者見守り、地域支えあいの推進

(1)高齢者見守り施策の推進

あんしん見守り事業や地区高齢者見守りネットワーク、民生委員ふれあい訪問など、高齢者の見守り施策を推進する。

(2)成年後見・虐待防止の推進

成年後見支援センターを中心に、成年後見制度等の普及・促進を図るとともに、高齢者の虐待防止・消費者被害の防止施策を推進する。

(3)地域支えあいの推進

ふれあい・いきいきサロン等の地域支えあい活動を推進するとともに、地域福祉に取り組む人材を養成する。

4 サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成

(1)事業者への支援・指導によるサービスの質の向上

サービスの質の向上に向け、苦情・事故情報を活用するとともに、介護サービス事業者への適切な指導・監査を実施する。

(2)苦情解決、区民への情報提供

第三者機関による苦情解決を図るとともに、わかりやすい情報提供により区民がサービスを適切に選択・利用できるようにする。

(3)福祉・介護人材の確保及び育成

福祉人材育成・研修センターの事業を充実するとともに、介護サービス事業者等の人材確保・育成を支援する。

5 介護保険制度の円滑な運営

(1)介護サービス量の見込み

国の推計の考え方にに基づき、被保険者数やサービス量等を推計

	24年度	25年度	26年度
第1号被保険者数 (人)	163,277	168,332	172,643
第2号被保険者数 (人)	297,813	300,925	304,276
要介護・要支援認定者数(人)	32,410	33,450	34,365
標準給付費 (百万円)	47,425	50,261	53,184

※被保険者数、要介護等認定者数は各年10月1日で推計。

(2)地域支援事業とサービス量の見込み

地域支援事業(介護予防・包括的支援・任意事業)のサービス量推計

	24年度	25年度	26年度
地域支援事業合計 (百万円)	1,177	1,506	1,593

(3)第1号被保険者の保険料

国が示す保険料算定係数等を基に、第1号被保険者保険料を設定
・保険料基準額：5,100円(月額)

※保険料の設定にあたっては、東京都財政安定化基金の取り崩しによる交付金の活用や、きめ細かな保険料段階の設定・保険料率の見直しを行い、保険料の上昇を抑制

(4)制度の円滑な運営のための仕組み

適正な認定調査の実施、二次判定の標準化等認定事務の適正化の取り組み、低所得者への配慮、制度の普及啓発等

6 計画の留意事項について

施策の体系の中から、「家族介護者支援の充実」と「認知症高齢者への支援」に係る内容について、留意する事項として整理

世田谷区の子ども・子育て支援施策の取組みについて

1 世田谷区の子ども・子育て支援施策に関する計画について

(1) 計画の概要

世田谷区子ども計画後期計画（平成22年度～26年度）

「世田谷区子ども条例」の推進計画として、また次世代育成支援対策推進法における世田谷区の行動計画として、子どもについての施策を進めていくための基本となる計画として策定。※資料3-②参照

(2) 計画目標等

全体目標を定め、その達成を目指して、子ども、親、地域における目標を次のように定めた。また、次世代育成支援対策推進法による目標事業量を定めた。

全体目標：すべての子どもが「自分は愛されている（大切にされて）いる」と感じられる家庭的な養育環境を、保護者・地域・行政が協働して整える。

子どもの成長：子どもが本来持っている自ら成長し育つ力を伸ばしていきます。

親の子育て力の発揮：子どもとともに親も成長し、子どもを育てる力を高めていきます。

地域の子育て力の向上：保護者、地域、行政が協働して、地域で子どもを育てる力を高めていきます。

(3) 計画の検証

平成22～23年度期 子ども・青少年問題協議会において、「子ども計画後期計画」の評価・検証及び課題整理を行っている。※資料3-③参照

2 今後の重点取組み及び課題など

重点取組み

子どもの保育環境の整備：

保育施設整備、質の向上、地域子育て支援充実、私立幼稚園支援
支援を必要とする家庭のサポート：

養育支援、育児支援充実、支援ネットワーク充実、人材育成
子どもの成長の支援：

児童館の充実、子どもの参加・参画、子育て支援充実

3 これまでの世田谷区の特色ある取組み

支援を必要とする家庭や子どものサポート

- ・ 児童虐待対策支援チーム設置
- ・ 産後ケア事業
- ・ 養育困難家庭等ホームヘルパー派遣事業
- ・ 発達障害児の早期支援
- ・ 発達障害相談・療育センター整備事業

子どもの成長の支援

- ・ プレーパーク事業
- ・ 新 BOP 事業実施

子どもの保育環境の整備

- ・ 保育サービス施設計画前倒し整備

親の子育て力発揮への支援

- ・ 子育てステーション整備

世田谷区子ども計画後期計画（平成22年度～26年度）

世田谷区子ども計画（平成17年度～26年度）を、子どもを取り巻く社会状況の変化によるニーズの複雑化と増大への対応のため見直し、5年間の計画的な取組みを示すために策定した。

計画の位置付け

「世田谷区子ども条例」の推進計画として、「次世代育成支援対策推進法」における世田谷区の行動計画として、子どもについての施策を進めていくための基本となる計画として策定し、子どもが健やかに育つことができるよう取り組んでいる。

また、「児童福祉法」に基づく保育計画を含んでいる。

基本的考え方

基本方針 「子どもの視点」の重視

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。（世田谷区子ども条例前文抜粋）

基本目標 ◆ 全体目標 ◆

すべての子どもが「自分は愛されて（大切にされて）いる」と感じられる家庭的な養育環境を、保護者・地域・行政が協働して整える。

◆ 子どもの成長

子どもが本来持っている自ら成長し育つ力を伸ばしていきます。

◆ 親の子育て力の発揮

子どもとともに親も成長し、子どもを育てる力を高めていきます。

◆ 地域の子育て力の向上

保護者、地域、行政が協働して、地域で子どもを育てる力を高めていきます。

重点取組み

- **子どもの保育環境の整備**
保育施設整備、質の向上、地域子育て支援充実、私立幼稚園支援
- **支援を必要とする家庭のサポート**
養育支援、育児支援充実、支援ネットワーク充実、人材育成
- **子どもの成長の支援**
児童館の充実、子どもの参加・参画、子育て支援充実

子ども計画後期計画の柱立て

大項目	中項目	小項目
子ども支援	子どもの成長の支援	○子どもの成長を支援する場と機会の充実 ○子どもの参加・参画
	次代を担う人材の育成 ～世田谷区教育ビジョン等との連携～	○地域とともに子どもを育てる教育（教育ビジョン） ○未来を担う子どもを育てる教育（教育ビジョン） ○子どもの情操と創造性の育成（新せたがやアートプラン）
	子どもの保育環境の整備	○保育施設の整備拡充 ○多様な保育サービスの提供 ○子どもの視点に立った保育の質の確保と向上 ○保育施設による地域支援機能の充実強化 ○私立幼稚園における幼児教育の充実
子育て支援	支援を必要とする子どものサポート	○子どもに関わる関係者の人材育成の充実 ○要支援状態の早期発見・早期対応の仕組みの充実 ○継続的重層的支援システムの確立 ○支援を必要とする子どもに対する相談支援・療育体制の充実と放課後の居場所づくり ○子どもの声を聞く仕組みの充実
	支援を必要とする家庭のサポート	○子ども家庭支援センターのソーシャルワーク機能の向上 ○支援ネットワークと子どもに関わる関係者の人材育成の充実 ○ひとり親家庭支援の推進 ○障害児の養育支援と地域生活支援の充実 ○周産期や乳幼児期の育児不安に対する支援の充実
	親の子育て力発揮への支援	○子育て力の発揮への支援 ○産前・産後の支援 ○子育て家庭への生活支援
環境づくり	子どもと親の健康づくり ～健康せたがやプランとの連携～	○子どもと親の健康づくり ○健やかな生活習慣と食を通じた健康づくり（食育）の推進 ○思春期のこころと体の健康づくり
	地域の子育て力の向上	○社会全体で子どもを育む地域活動の支援 ○仕事と生活の両立支援
	良好な環境の基盤づくり	○安心して外出できる環境の整備 ○子育て世帯に配慮した住環境の整備 ○子どもの安全・安心

子ども計画前期計画
（平成17年度～21年度）
特色のある取組み

- ・児童虐待対策支援チーム設置
- ・産後ケア事業
- ・養育困難家庭等ホームヘルパー派遣事業
- ・発達障害児の早期支援
- ・発達障害相談・療育センター整備
- ・保育サービス施設計画前倒し整備
- ・プレーパーク事業
- ・新BOP事業実施
- ・子育てステーション整備

子ども計画後期計画
評価・検証及び課題整理

区長の附属機関である「子ども・青少年問題協議会」に対し、子ども計画後期計画の評価・検証及び課題整理について検討依頼している。

平成23年10月に中間提言を受け、平成24年4月26日に中間まとめが報告される予定。

評価・検証作業における、論点や問題意識は、裏面のとおり。

子ども・青少年問題協議会小委員会にて検討した内容の体系図

基本構想審議会第3部会 (H24. 4. 25)
資料3-③



世田谷区の健康づくり施策の取組みについて（「健康せたがやプラン（第二次）」より 1／2）

プランの目的と位置付け

1 プラン（第二次）策定の目的

区民の健康づくりの推進を目的に、これまでの取組みの評価や区民の健康づくりに関する調査、国や東京都の動向を踏まえ、平成24年度から向こう10か年の新たな健康施策を推進するための基本方針として策定する。

2 プラン（第二次）の位置付け

- 「プラン（第二次）」は、世田谷区健康づくり推進条例に定める「健康づくり計画」であり、健康増進法に定める区市町村の「健康増進計画」、食育基本法による区市町村の「食育推進計画」の位置付けをもつものである。また、従来策定してきた「せたがや健やか親子プラン」についても、母子保健計画として本プランに盛り込んだ。
- 世田谷区基本構想・基本計画を上位計画とし、区の実施計画や地域保健医療福祉総合計画のほか、区の各種分野別計画とも整合を図った。

3 計画期間

計画の期間は、平成24～33年度の10か年とする。

なお、計画策定後の国の動向（平成25年度を初年度とする新たな「健康日本21」の改定）や、区の新たな基本構想・基本計画などを踏まえ、計画期間の中間で必要な改定を行うことを予定する。

プランの基本的な考え方

1 基本理念

世田谷区健康づくり推進条例の理念の具現化をめざし、その主旨である「区民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに暮らすことができる地域社会の実現」を基本理念とする。

2 プラン（第二次）の3つの目標

- 区民の誰もが自らの健康に関心を持ち、自分にあった健康像の実現に取り組んでいる。
- 人と人との絆が育む地域社会の中で、区民が健康の保持・増進に取り組み生き生きと生活している。
- 将来にわたり安全で安心な生活環境の中で、すべての区民が健やかでこころ豊かに暮らしている。

3 プラン（第二次）推進のための基本的な考え方

施策の実施にあたっては、次の5つの考え方を踏まえて進める。
（1）区民の主体的な行動と継続 （4）健康に係る安全・安心の確保
（2）地域での協働・参画と連携 （5）予防と新たな健康の創造
（3）科学的根拠に基づく施策の展開

4 プラン（第二次）の全体評価

本プランの3つの目標（全体像）に対する評価指標として、区民の「主観的健康感」「健康状態」や「生活満足度」を視点とする指標とめざす目標を設定し、設定年度は、本プランの最終年である平成33年度末とした。

《全体像に対する評価指標と目標》		平成33年度
■主観的健康感	→自分の健康に関心がある人	<増やす>
	→自分のことを健康だと思う人	<増やす>
■健康状態	→平均寿命／65歳健康寿命	<伸ばす>
	→早世率／65歳未満の主な生活習慣病の死亡割合	<減らす>
■生活満足度	→世田谷区に愛着を感じている人	<増やす>
	→毎日を健やかに暮らしている人	<増やす>

プランの14の施策と地域の健康づくり

主要な健康課題への対応【重点施策】

①【生活習慣病対策の推進】

- 生活習慣病に係る知識の普及・啓発と望ましい生活習慣実践の支援
- 生活習慣の改善へのきっかけづくりと望ましい生活習慣を継続するための支援
- 生活習慣病を改善するための支援の充実

②【食育の推進】

- ライフステージに応じた間断なき食育の推進
- 生活習慣病予防と改善につながる食育の推進
- 食育を通じた地域社会づくりの推進

③【こころの健康づくり】

- 精神疾患についての偏見や誤解のない地域づくり
- 地域生活を支える相談及び支援の強化
- 精神保健・医療の連携強化等による地域精神保健のしくみづくり
- 総合的な自殺予防対策の推進

④【がん対策の推進】

- がんの予防の正しい知識の普及・啓発
- がんの予防に向けた取組み
- 受診しやすい検診体制の整備と受診率の向上
- 在宅療養生活の支援

一人ひとりの健康づくりの支援

⑤【親と子の健康づくり】

- 子どもの健やかな成長への支援
- 安全・安心な妊娠出産、子育てができる支援の充実と環境整備
- 母子保健事業の効率的な事務運営の推進

⑥【思春期の健康づくり】

- 主体的な健康管理のための基本的な知識とそれを実践する力の育み
- 思春期世代のこころの健康づくりの推進

⑦【健康長寿の推進】

- 健康長寿に向けた生きがいづくりの支援
- 健康長寿のための健康づくりと介護予防
- 高齢者福祉と保健医療の連携強化

⑪【健康的な生活環境の推進】

- 住まいが原因のアレルギー性疾患予防の推進
- 健康的で快適な住まいの実現
- 安心して水道水が飲める環境の整備

⑫【食の安全・安心の推進】

- 食品衛生監視指導・調査による食品の事故防止の徹底
- 食品の最新の知識の普及・啓発と関係者相互の理解促進
- 食品取扱い事業者に対する自主衛生管理の推進・支援

⑧【女性の健康づくり】

- 女性の健康づくり及び女性特有の疾病に対する支援の充実
- 若い女性の健康づくりの支援の充実
- 妊娠・出産・育児等に伴う健康的な生活への支援

⑨【口と歯の健康づくり】

- ライフステージに応じた口と歯の健康づくり
- 歯科疾患予防対策の充実
- 生活習慣病予防に向けた口と歯の健康づくり

⑩【たばこ・アルコール対策・薬物乱用防止対策の推進】

- たばこ対策の充実
- アルコール対策（アルコール依存症対策含む）の充実
- 薬物対策（薬物依存症対策含む）の充実

⑬【感染症予防対策の推進】

- 感染症予防の普及・啓発及び教育支援の推進
- 感染症予防及びまん延の防止
- 予防接種事業の充実及び接種率の向上
- 人材の育成及び資質の向上

⑭【健康危機管理の向上】

- 平常時における健康危機への備えと対策の強化
- 健康危機発生時の対応力向上と拡大防止
- 新興・再興感染症対策の充実
- 震災等災害発生時への備えと保健医療体制の整備

地域の健康づくり【総合支所による取組み】地域の行動計画に基づき、区民の参加と協働によるきめ細かな健康づくり事業を展開

世田谷区独自の特徴ある健康づくり（例示）

○健やか化プロジェクト（世田谷区健康づくり活動奨励事業）

区民・地域団体による新たな健康づくり事業や独自の健康づくり活動の事業経費等の一部を助成する事業です。事業開始からこれまでの間に、熟年男性等限定のヒップホップダンス教室「OYAJI改造計画」、銭湯の脱衣所を笑いを通じた地域コミュニティ広場とした「笑サプリ」など、個性的で多彩なプランが選ばれています。

○食のコミュニケーション会議と「大人の食育講座」

“食を通じた健康づくり”をめざし、区が区民、NPO、大学などの地域団体や企業などと構築した協働ネットワークが「せたがや食のコ

ミュニケーション会議」です。子どもから大人、高齢者まで幅広い世代代の「食」に関する多彩なイベント等を主体的に展開しています。旬の野菜の味わいや伝統の食文化などを楽しみながら学べる機会として、「大人の食育講座」等を実施しています。

○せたがや元気体操リーダー

地域で活動する健康づくりの自主グループを応援するのが「せたがや元気体操リーダー」です。現在、各地域で50余名のリーダーが、健康づくりの有償ボランティアとして活躍しています。リーダーは、自主グループでの運動指導を中心に、区民の健康づくり支援を行うほか、時にはまちづくりの担い手としても活動し、区の内外で注目されています。区民、地域団体（NPO）、保健センターが協働でリーダーの養成に取り組んできました。

世田谷区民の健康課題と健康状況

■区民の健康課題

区民の健康に係る各種の統計や「区民の健康づくりに関する調査」（平成22年度実施）などから、世田谷区民の健康課題を整理した。区民の健康状況は、全国や東京都全体、23区との比較でみても良好なものと推測されるが、なお以下のような課題が見られる。

- 肥満や糖尿病、がんなどの生活習慣病が増加傾向にある。多くの区民は「自分は健康だと思いい健康に関心を持つ一方で、生活習慣の改善には至らない世代もあり、生活習慣の改善に向けた行動につながる支援が重要となっている。
- 若い世代では、自分の生活習慣を「あまり良くない」と思っている区民が多く、朝食の欠食率が高い傾向がある。思春期世代では、喫煙や飲酒、薬物乱用、性感染症について正しい知識を持ち、自分の身体を大切に思う気持ちを育む重要性が問われている。
- 壮年期世代では、肥満や生活習慣病が増加し、歯周病などの改善はあまり見られず、常に何らかのストレスを感じている区民が多い。
- 健康に気をつける高年期世代は増えているが、平均寿命と比べると健康寿命は横ばいで要介護認定者も増加している。健康づくりや介護予防の取組み等が連携して高齢者の支援を行うことが課題である。
- 新型インフルエンザや新興感染症の出現、自然災害、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の飛散をはじめ、医薬品事故や食中毒、飲料水等への不安など、生命や健康を脅かす事態が発生している。健康危機への対応や災害時における要医療者の支援体制の整備、安全で安心な飲料水や食品の確保等が課題である。

■区民の健康状況

○主な死因別死亡数（平成22年度世田谷保健所人口動態資料より）
平成22年の主な死因別死亡数は、がん1,817人（30.9%）で死因の第1位を占め、心疾患（高血圧性を除く）910人（15.5%）、肺炎及び気管支炎543人（9.2%）、脳血管疾患519人（8.8%）と続き、生活習慣病の占める割合が5割以上となっている。

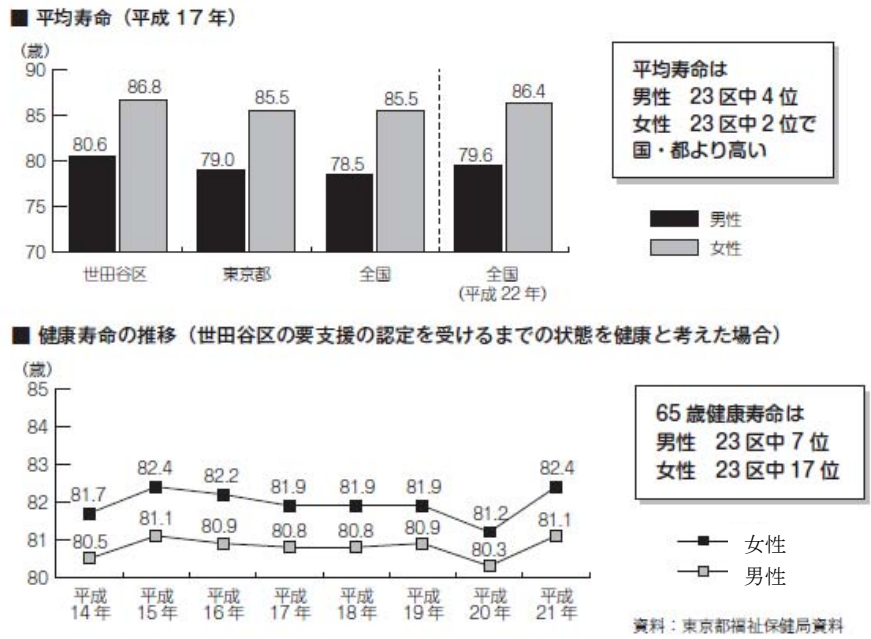
■主な死因別死亡数、構成割合(平成22年度)

死因	死亡数（人）	割合（％）
がん※	1,817	30.9
心疾患（高血圧を除く）※	910	15.5
肺炎及び気管支炎	543	9.2
脳血管疾患※	519	8.8
老衰	268	4.6
その他の呼吸器疾患	266	4.5
不慮の事故	177	3.0
自殺	142	2.4
大動脈瘤及び解離	101	1.7
腎不全	93	1.6
その他（肝疾患、その他の消化器疾患等）	1,046	17.8
合 計	5,882	100.0

※印は、主たる生活習慣病（糖尿病はその他に含む）

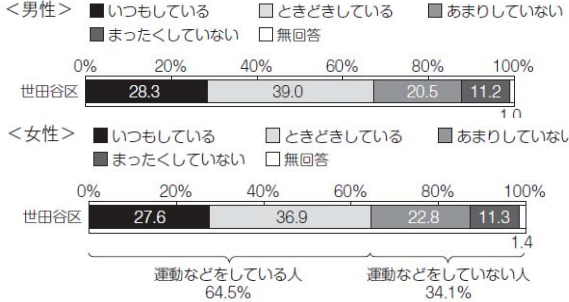
○平均寿命と65歳健康寿命（平成17年の市区町村別生命表より）

世田谷区の平均寿命は、男性は80.6歳、女性は86.8で特別区の中でそれぞれ4位、2位を占め、全国、都を上回る（男性は、全国の市区町村の中でも16位）。一方、要介護認定を受ける年齢を平均的に表した65歳健康寿命（東京保健所長会方式）は、男性は81.1歳で、女性は、82.4歳で、それぞれ特別区の中で7位、17位を占める。



○運動を心がけている人の割合

運動を心がけている人は「いつもしている」、「ときどきしている」をあわせ、男性で67.3%、女性で64.5%で、国の「意識的に運動を心がけている」人の割合（男性59.4%、女性60.5%）に比べ高い。



■運動を心がけている区民の経年変化■

単位 %

質問項目	選択肢	12年度	17年度	22年度
意識して体を動かしたり、運動したりしているか	いつもしている	30.2	34.3	28.1
	ときどきしている	33.6	35.3	37.5
	あまりしていない	26.9	19.5	21.6
	まったくしていない	6.5	5.9	11.4

世田谷区民の健康づくりに関する調査報告書 平成23年 3月より

健康日本21（第2次）の動向

国では、平成25年度からスタートする第4次国民健康づくり運動における「国民の健康の総合的な推進を図るための基本的な方針」として、『健康日本21（第2次）素案』を示している。区は、これらの動向等を踏まえつつ、「健康せたがやプラン（第二次）」の目標管理や評価等を進めていく。

- 1 次期国民健康づくり運動プランの「基本的な方向」について（案）
 - 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
「健康寿命の延伸」に加え、「健康格差の縮小」を基本的方向に明記
 - 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
一次予防に重点を置きつつ、合併症発症等の重症化予防を重視
 - 社会生活を営むための必要な機能の維持・向上
高齢期の日常生活の自立、子どもの頃からの健康づくり、働く世代のこころの健康施策を推進
 - 健康を支え、守るための社会環境の整備
時間にゆとりの無い者、健康づくりに無関心な者も含め、社会全体が相互に支え合い健康を守る環境の整備を重視
 - 多様な分野における連携
- 2 次期国民健康づくり運動プランの「目標」について（案）
 - 現行のプランが、9分野79項目の目標項目であったのに対し、次期プランでは、基本的な方向（案）に対応した、51項目の目標項目を設定
 - 基本的方向に対応させた目標の設定
 - ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小に関する目標
 - ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防（がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患（COPD））
 - ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標（こころ、次世代、高齢者の健康に区分）
 - ④ 健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標
 - ⑤ 国民の健康の増進を推進するための生活習慣の改善及び社会環境の整備に関する目標（栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒、歯・口腔の健康に区分して設定）
 - 新規の目標項目
 - ① 新たな課題に対応した目標
（例：ロコモティブシンドローム、慢性閉塞性肺疾患の知識の普及等）
 - ② 健康格差の縮小、社会環境の整備に関する目標
（例：健康づくりを目的とした住民活動の増加、健康格差対策に取り組む自治体の増加、過労働時間60時間以上の雇用者の割合の減少等）

※ロコモティブシンドローム(運動器機能低下症候群)

骨、関節、筋肉、神経などの運動器の障害による要介護の状態や要介護リスクの高い状態を表す新しい言葉（「日本生計外科学会」HP抜粋）

世田谷区の男女共同参画推進施策の取組みについて

1 世田谷区の男女共同参画推進施策に関する計画について

(1) 計画の概要

区は、平成19年度を初年度（～平成28年度）とする「世田谷区男女共同参画プラン」（以下、「プラン」という。）、また、平成21年10月、「世田谷区ワーク・ライフ・バランス推進指針」を策定し、「男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会の創出」に向けて、取組みを進めてきた。

プラン策定後、平成19年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が改正され、また、平成22年12月には、国の「第3次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画に係る社会情勢は大きく変化している。

このようなことから、これまでの施策の取組み等を踏まえ、現行のプランの見直しを行うこととし、昨年度10月より検討委員会を設置し、プランを調整する計画として、「（仮称）世田谷区男女共同参画プラン調整計画」（以下、「調整計画」という。）の策定に向け、平成24年2月、「（仮称）世田谷区男女共同参画プラン調整計画 中間まとめ（案）」をとりまとめた。別添「概要版」参照。

(2) 計画目標等

世田谷区男女共同参画プランで示した数値目標及び経過

指標	H18年度末 現在	H21年度末 現在	H22年度末 現在	H28年度末 目標値
男女共同参画センター “らぷらす”認知度	14.1%	14.1%	—	35%
区の審議会等に 女性の占める割合	28.7%	28.8%	28.1%	40%
庁内の管理監督的立場 に女性の占める割合	26.4%	29.7%	31.5%	35%
区男性職員の 出産支援休暇を含む 育児休業の取得率	79.1%	87.2%	87.9%	90%
区内企業における ポジティブ・アクション の認知度	50.0%	—	42.6%	80%

(3) 重要な取組み及び課題など

プランは10年計画であることから、本調整計画においては、プランが掲げる基本理念や将来像及び目標と課題などについて、原則としてこれを堅持することとした。しかしながら、プラン策定後、「DV防止法」の改正や、国の「第3次基本計画」が策定されるなど、男女共同参画を取り巻く社会情勢などの変化を踏まえ、調整計画検討の中で、プランの「5つの重点取組み」を見直し、以下のとおり整理した。

「重要な取組み」①～③とそれぞれの課題

① DV 防止に向けた取組み

課題：相談体制の充実と人材育成、支援体制の充実と連携強化、啓発の充実

②ワーク・ライフ・バランスの着実な推進に向けた取組み

課題：両立支援や中小企業等への実務的な支援

③男女共同参画センター“らぷらす”の充実に向けた取組み

課題：誰もが利用しやすくなる工夫や区民参加による事業展開

また、東日本大震災での経験を踏まえ、防災や災害復興に関する計画や方針の検討過程の段階から、実際の避難所運営等に至るまで、あらゆる人の安全・安心を確保する観点から、女性の参画を拡大するなど、「防災分野における男女共同参画の視点の充実」を図る。

2 これまでの世田谷区の特色ある取組み

(1) “らぷらす” 学校出前講座（デートDV）の実施 （生活文化部人権・男女共同参画担当課）

平成22年度 高等学校 3校

平成23年度 高等学校 3校、中学校 1校

(2) ワーク・ライフ・バランス推進事業の実施 （生活文化部人権・男女共同参画担当課）

平成19年度～ 「ワーク・ライフ・バランスな1週間」の実施

平成22年度～ 「地域で遊ぼう！ファミリーデー・キャンペーン」の実施

(3) “らぷらす” 区民企画協働事業の実施 （生活文化部人権・男女共同参画担当課）

平成20年度 4事業

平成21年度 8事業

平成22年度 5事業

平成23年度 5事業、(区民企画協働事業実施団体への継続支援事業 3事業)

（仮称）世田谷区男女共同参画プラン調整計画 中間まとめ（案） 【概要版】

第1章 調整計画策定の主旨

今回の調整計画は、現行の世田谷区男女共同参画プランが策定された平成19年3月以降における法改正、国や東京都などの男女共同参画の最新動向を踏まえた計画とする。

【国の動きに対する対応】
「第3次男女共同参画基本計画」や「改正DV防止法」、「仕事と生活の調和憲章」および「行動指針」に対応した計画とする。

【東京都の動きに対する対応】
現在改定中の「男女平等参画のための東京都行動計画」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」の内容を斟酌した計画とする。

【世田谷区の実情】
現行プラン等に基づき取り組みを進めてきたが、男女共同参画を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、これまでの施策の取り組み等を踏まえ、現行プランの見直しを行い、これらへの対応を図る。

第2章 これまでの主な取り組み

現行プランにおける体系に沿って取り組みを進めてきた。



第3章 「重要な取り組み」の設定

男女共同参画を取り巻く社会情勢などの変化に対応するため、現行プランの「5つの重点取り組み」を見直し、平成25年度からの4年間の計画をリードする新たな「重要な取り組み」を設定する。

1 DV防止に向けた取り組み

(1) 現状と課題

DVの相談件数は増加傾向にあり、相談体制の一層の充実や相談や支援等に関わる人材育成が求められている。あわせて、被害者の安全な保護体制や自立支援のための支援体制の充実、連携強化が一層重要になっている。また、あらゆるDVの未然防止・早期発見の観点から、さらなる啓発の充実等が求められている。

(2) 目標と考え方

DVのないまちを目指します

DVは被害者に対する重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を阻害するものである。そのため、DVの未然防止・早期発見に向けた取り組みの充実、小さい頃からの男女平等教育や人権教育などによる意識醸成、DV被害者への心のケアや就労支援なども含めた切れ目のないきめ細かな支援をしていく。

(3) 取り組みとその具体例

- ①DVの未然防止と早期発見（DV防止に向けた啓発の充実、デートDV出前講座の実施 など）
- ②DV相談の充実（相談事業の拡充、窓口の一層の周知など）
- ③安全確保のための体制整備（緊急一時保護の実施 など）
- ④自立に向けた支援（生活再建に向けた支援の実施及び就労支援の充実、DV被害者への同行支援の充実 など）
- ⑤人材育成・関係機関等との連携（職員や相談員向け研修の充実、関係機関や地域団体との連携の強化と相互支援 など）

「改正DV防止法」に基づく（仮称）「世田谷区配偶者等暴力防止基本計画」として位置づける。

2 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進に向けた取り組み

(1) 現状と課題

WLB推進指針を踏まえ、「ワーク・ライフ・バランス」の啓発などに取り組んでいる。今後の少子高齢化の進展を考慮した一層の両立支援、中小企業が多い区の特性を踏まえた企業等への実務的な支援が必要となっている。

(2) 目標と考え方

すべての人がその人らしくいきいきと

働き暮らしていくことができる世田谷を目指します

家族の領域では、介護・子育て等の様々な生き方・働き方をしている人を支援できる環境を整備していく。地域の領域では、働く人が地域活動に参加しやすく、地域のつながりを深めていく環境づくりに取り組む。さらに、産業の領域では、中小企業への実務面の支援を含めた取り組み等を進める。

(3) 取り組みとその具体例

- ①家族（男女の仕事と介護の両立支援 など）
- ②地域（働く人や定年退職者の地域活動における活躍の場の提供 など）
- ③産業（「ワーク・ライフ・バランス」の一層の周知 など）

3 男女共同参画センター“らぷらす”の充実に向けた取り組み

(1) 現状と課題

「女性の就業支援」や「区民との協働」など、5つの柱に基づく事業の実施や、授乳コーナーの設置などハード面の整備にも取り組んできた。今後さらに、誰もが利用しやすくなるような工夫や区民参加による事業展開を進めることなどが求められている。

(2) 目標と考え方

老若男女が集い、活躍できる拠点を目指します

年齢や性別に関わりなく、誰もが利用しやすくなる工夫を進めていくとともに、男女共同参画意識等の啓発事業の充実を図る。また、地域における課題解決や実践的活動につながる知識習得、課題の把握や解決に必要な調査研究や情報提供などに一層取り組む。

(3) 取り組みとその具体例

- ①啓発（区内の産業団体・関係団体・大学等との連携 など）
- ②女性のエンパワーメントの拠点としての機能充実（就業支援講座の充実 など）
- ③活動支援（区民企画協働事業等の充実 など）
- ④情報収集・発信・提供（ホームページの充実 など）
- ⑤相談（相談体制の充実 など）

防災分野における男女共同参画の視点

(1) 背景

区では、これまで、地域防災計画等で女性の視点を取り入れるなどの取り組みを進めてきたが、平成23年3月11日の東日本大震災などの経験から、防災分野における男女共同参画の視点が改めて重要になっている。

(2) 充実すべき視点

災害時においても誰もが安心して暮らすことができる世田谷を目指します

男女共同参画の視点で防災や災害復興に取り組み、女性などのニーズも踏まえた災害対応によって、平時時のみならず災害時においても、誰もが安心して暮らすことができる世田谷を目指す。

(3) 取り組みの方向性

- ・防災や復興に関する政策・方針の検討・協議・決定過程の段階から、女性の主体的な参画を拡大し、女性の視点を取り入れて対応する。
- ・女性のみならず、高齢者・障害者・外国人などへも同様な配慮が必要であり、男女共同参画の視点から様々な対応を行うとともに地域の啓発を図る。
- ・避難所運営訓練においても、女性リーダーを育成していくなど、女性の視点を取り入れた訓練を行う。

教育委員会事務局

世田谷区教育施策について

1 主な計画

世田谷区教育ビジョン第3期行動計画

2 主な計画の内容、進捗等

（1）計画の内容

教育委員会では、平成17年3月に、今後の10年間の教育の方向性を示す「世田谷区教育ビジョン」を策定し、そのもとに行動計画を定め、計画的な取り組みを進めている。教育ビジョンでは、4つのめざすべき子ども像（下記）を示し、その実現のために5つの施策の柱を設定し、学校・家庭・地域等が連携して各種施策に取り組んでいる。

第3期行動計画は、現行の教育ビジョンの最終期間の計画として、第1期・第2期行動計画の成果等を踏まえ、平成24年度と平成25年度の2か年における世田谷区の教育における具体的な取り組みの方向を明らかにしたものである。

教育ビジョンがめざす子ども像 《せたがやで育てる世界にはばたく子どもたち》

- ひとの喜びを自分の喜びとし、ひとの悲しみを自分の悲しみとすることのできる子ども
- 生きることを深く愛し、理想をもち、自らを高めようとする志をもつ子ども
- 日本の美しい風土によってはぐくまれ伝えられてきた日本の情操や文化・伝統を大切に継承する子ども
- 深く考え、自分を表現することができ、多様な文化や言語の国際社会で、世界の人々と共に生きることのできる子ども

（2）進捗状況

第1期行動計画（平成17年度～19年度）、第2期行動計画（平成20年度～23年度）により各種施策を推進してきた。また、平成20年度以降、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価として、教育ビジョンの行動計画の各年度の取組状況と今後の方向性をとりまとめ、区議会への報告とともに、区民に公表している。

（3）他区市等との比較

同様の計画は、東京特別区の23区中、17区で策定済である。
（平成22年度 教育に関する各種調査 特別区庶務課長会より）

3 世田谷区の特徴ある取り組み

(1) 5つの施策の柱

- ① 地域とともに子どもを育てる教育
- ② 未来を担う子どもを育てる教育
- ③ 信頼と誇りのもてる学校づくり
- ④ 教育環境の整備
- ⑤ 教育委員会の改革

(2) 特色のある主な取り組み

- ① 地域が参画する学校づくり
 - ・ 学校協議会及び地域運営学校
 - ② 世田谷9年教育の推進
 - ・ 「学校選択制」の不採用と小中学校の公教育の発展
 - ・ 教科「日本語」の取り組み
 - ③ 安全安心の学校施設の整備
 - ・ 全区立小・中学校94校の耐震化完了
 - ・ 「新たな学校施設整備基本方針」等に基づく毎年2校の学校改築等の計画的推進
 - ④ 教育の情報化を支える環境整備
 - ⑤ 教育委員会の改革
 - ・ 教育フォーラムや「出前懇談会」の開催
- ※ その他は資料6-②のとおり

4 今後進めていくべき取り組み

- ・ 地域とともに子どもを育てる教育のさらなる推進
 - ・ 世田谷9年教育における29の「学び舎」活動の充実
 - ・ 東日本大震災を踏まえた、「持続可能な発展のための教育（ESD）」の推進
 - ・ 郷土世田谷を理解し、大切に思う児童・生徒の育成
 - ・ 教職員の研修・研究及び支援体制の充実
 - ・ 学校の適正配置の推進
- ※ その他は資料6-②のとおり

世田谷区の教育施策の取り組みについて（世田谷区教育ビジョン第3期行動計画）		基本構想審議会第3部会（H24. 4. 25） 資料6－②
施策の体系及び取り組み項目	世田谷区の特徴ある主な取り組み	今後進めていくべき取り組み
I 地域とともに子どもを育てる教育	・ 学校協議会の設置　〔健全育成・地域防災・学校教育の充実のための学校・家庭・地域等の連携組織〕 ・ 地域運営学校（コミュニティスクール）の指定及び学校運営委員会の運営　〔法に基づき一定の権限と責任をもって学校運営に参画する学校運営委員会を設置する学校。保護者や地域住民等で委員構成〕 ・ 通学区域制の堅持　〔地域とともに子どもを育てていくとの明確な理念のもとに、学校選択制は不採用〕 ・ 「才能の芽を育てる」体験学習　〔第一線で活躍する講師による児童・生徒を対象とする体験学習・講座〕 ・ 地域ネットワークの拠点となる図書館　〔世田谷区立図書館ビジョン及び第2次子ども読書活動推進計画の推進など〕 ・ 大学等との連携　〔大学との基本協定の締結、区立学校への大学生派遣、大学の施設や知的資源を活用した各種講座など〕	・ 区立小・中学校全校の地域運営学校指定 ・ 豊富で多様な地域教育資源との連携による教育活動の推進 ・ 図書館の更なる充実と学校図書館との連携の推進による子どもたちの読書環境の整備推進 ・ 家庭教育の支援に一層取り組むとともに、地域全体での家庭教育力の向上に向けた取り組みの推進
II 未来を担う子どもを育てる教育	・ 「世田谷9年教育」の推進　〔地域の区立小・中学校が一体となって教育活動を充実させ、質の高い9年間の義務教育を実現する取り組み。「世田谷区教育要領に基づく教育活動」、「『学び舎』による学校運営」、「教職員の研修・研究及び学校への支援」が取り組みの3つの柱〕 ・ 教科「日本語」の充実　〔ねらいは、①深く考える ②自分を表現することができ、コミュニケーションができる ③日本の文化を理解し大切にする、子どもを育てるため。区立小・中学校で週1時間の授業を実施〕 ・ 「人格の完成をめざして」の取り組みの推進　〔子どもたちの道徳性を伸ばし、よりよい生活習慣を身に付けさせる取り組み。全校共通のテーマ(挨拶・公共心・フェアなど)を月ごと設定し実施〕 ・ 「14歳の成人式」の取り組みの推進　〔区立中学校の生徒会代表が1年生に対して中学校生活をより豊かに過ごすための提言を行う取り組み〕 ・ 環境教育の推進　〔学校エコライフ活動として、各教科で環境問題を取り上げ、また児童会・生徒会活動を中心に児童・生徒が主体的に、保護者・地域の方々の協力を得ながら、環境改善に取り組む〕 ・ 中学校における部活動への支援　〔部活動を学校の教育活動であると規則に明記(全国初)。部活動支援員制度を開始し、現在トップアスリート等を派遣する制度も実施〕 ・ 特別支援教育の充実　〔学校体制と学校を支援する体制整備の両面から取り組む。学習支援の講師など児童・生徒への人的支援、特別支援学級の計画的整備など〕 ・ 不登校への取り組みと教育相談機能の充実　〔不登校児童・生徒の居場所の「ほっとスクール」の運営、区独自のスクールカウンセラー等の配置、不登校相談窓口の設置などに取り組む。〕	・ 義務教育9年間を通した、「豊かな人間性」、「豊かな知力」、「健やかな身体」の育成 ・ 新学習指導要領を踏まえつつ、区独自の工夫を加えた「世田谷区教育要領」による質の高い授業、教育活動の展開 ・ 遺跡や文化財が豊富な世田谷の地域特性を活かした教育活動等の推進 ・ 不登校への取り組みの更なる充実 ・ 新たな幼児教育への取り組みの検討・推進
III 信頼と誇りのもてる学校づくり	・ 学校経営塾の創設　〔校長・副校長を対象に、区内外の第一線の経営者や学識経験者との交流の場を設け、経営者としての視点や経営手法などを学ぶ取り組み〕 ・ 学校関係者評価制度の推進　〔区立学校全校で自己評価・学校関係者評価を実施し、学校の教育活動や学校運営などの改善・充実を図る〕 ・ 学校の情報発信の充実　〔学校や学び舎ホームページのCMS化等、災害時の緊急連絡システムの改善充実〕	・ 教職員の研修・研究体制の充実〔教育センター機能の検討〕 ・ 個に応じた指導体制の一層の充実 ・ 『学び舎』にかかる通学区域の検討
IV 教育環境の整備	・ 学校の適正規模化の推進　〔よりよい教育環境の確保・整備のために、区立学校の適正規模化の推進〕 ・ 学校改築の推進と学校施設の耐震化及び環境にやさしい学校づくり　〔「新たな学校施設整備基本方針」等に基づく、毎年2校の学校改築の推進、平成21年度末までに耐震化終了、壁面緑化・校庭芝生化等の推進〕 ・ 情報教育とICT活用授業と「校務のICT化」の推進　〔教育の情報化推進計画に基づく取組みの推進〕	・ 区立小・中学校の大規模化、小規模化、校舎の老朽化への計画的整備の推進 ・ 更なる教室のICT環境の整備、校務のICT化の推進
V 教育委員会の改革	・ 開かれた教育委員会の推進　〔教育委員の学校訪問、事務局管理職の「出前懇談会」による保護者・地域の方々との意見交換等の実施、教育委員会会議録等のホームページへの掲載など〕 ・ 教育広報活動の充実　〔教育フォーラムの開催、教育広報誌「せたがやの教育」の発行など〕	・ 教育委員会活動の一層の充実
○ 地域教育力の向上 ○ 地域が参画する学校づくり ○ 地域の核となる学校づくり ○ 地域の教育資源の活用 ○ 知と学びと文化の情報拠点としての図書館の充実 ○ 家庭教育への支援		
○ 豊かな人間性の育成 「世田谷9年教育」で育てたい力・資質① ○ 豊かな知力の育成 「世田谷9年教育」で育てたい力・資質② ○ 健やかな身体の育成 「世田谷9年教育」で育てたい力・資質③ ○ 「持続可能な発展のための教育」（ESD）の推進 ○ 特別支援教育の充実 ○ 不登校やいじめ問題等への取り組みの充実 ○ 郷土「世田谷」を理解し、大切に思う心の育成 ○ 就学前（幼児）教育の充実		
○ 教職員の研修・研究及び支援体制の充実 「世田谷9年教育」の推進 ○ 信頼される学校経営の推進 「世田谷9年教育」の推進 ○ 安心できる学校づくり		
○ 学校の適正規模化 ○ 安全安心の学校施設の整備 ○ 教育の情報化の推進を支える環境整備		
○ 教育委員会の改革		

基本構想審議会第3部会（H24.4.25）資料7

75歳以上

職場・学校 (保育園・幼稚園含む)	(教)就学前教育の充実(0～5)	★学校(義務教育) (教)心と体の健康づくり(6～14)	★働くこと・就労支援 (高)就業の場の確保 (障)就労の定着、障害特性にあった多様な働き方・新しい働き方(18～)
	(子)保育環境の整備(質・量)	(教)学校協議会の充実と地域運営学校の拡充(6～14)	
地域社会		★住まい・居住 (高)高齢者に合った住まいの確保(60～) (障)多様な住まい方(ケアホーム等)(20～)	
	★サービス基盤 (高)(障)(子)日常生活圏域毎のサービス基盤整備、サービスの質の向上、人材の確保・育成、保健・医療・福祉の連携		
	★相談 (子)子どもの悩み相談の受皿 (高)(障)相談機能の充実		
	★権利擁護 (障)障害理解促進・権利擁護(成年後見、見守り、虐待)(全) (高)認知症への理解の促進(6～)、権利擁護(成年後見、虐待、消費者被害防止)(65～) (子)子どもの人権擁護		
	★見守り・支えあい (子)地域の子育て支援 (高)(障)地域での見守り促進・災害時要援護者支援・ネットワークの形成		
	★参加の場・機会、居場所づくり (子)青少年の居場所(12～18) (高)地域活動への参加の場・機会の確保(55～) (障)社会参加(スポーツ、文化、健康づくり等)		
家庭 (個人)	★子ども・家庭支援 (障)親への支援(レスパイト)(相談支援)(20～) (子)子育て支援(情報提供・相談)、虐待の予防～回復 (子)10代親(16～19) (子)高齢出産(35～) (教)家庭教育への支援(6～14の親) (子)ひとり親家庭への支援(子～18、親20～40) (高)家族介護者への支援		
	★引きこもり・自立	(子)不登校・ひきこもり(私立・国立学校)(6～18) (教)引きこもり・不登校(区立小中)(6～14)	(子)ニート(16～40くらいまで)
	★こころとからだの健康づくり、食育(疾病・障害・健康づくり) ★健康危機管理 (健)肥満・糖尿病・がん等の生活習慣病の増加(30～) (高)介護予防、認知症予防普及(65～) (健)親と子の健康づくり(母子保健) (教)食育の推進 (健)思春期世代のこころとからだの健康づくり(15～18) (健)こころの健康づくりの支援強化(全) (健)食卓を囲むコミュニケーションの機会の減少(孤食) (全世代) (子)子ども医療費助成		
	ユニバーサルデザイン		
	★男女共同参画 (共)女性のキャリアや能力開発支援 (共)デートDV防止啓発 (共)職場における男女共同参画・ワークライフバランスの推進 (共)男女が共に家事、育児、介護を担うことができる能力開発 (共)DV防止啓発		